

治水経済調査マニュアル（案）

（令和6年3月29日付け国水計調第22号）

各種資産評価単価及びデフレクター

令和7年6月改正

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m ² 当たり評価額	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量.....	- 9 -
第 6 表	農作物価格.....	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額.....	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額	- 12 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数.....	- 13 -
第 10 表	治水工事費指数.....	- 15 -
第 11 表	治水事業費指数.....	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター）.....	- 21 -

第 1 表 都道府県別家屋 1m² 当たり評価額

(千円/m²)

都道府県名	令和 5 年 評価額	都道府県名	令和 5 年 評価額
北海道	300.2	滋 賀	218.3
青 森	241.8	京 都	249.3
岩 手	230.9	大 阪	275.0
宮 城	242.7	兵 庫	250.5
秋 田	236.0	奈 良	252.6
山 形	240.1	和歌山	231.6
福 島	247.1	鳥 取	249.2
茨 城	218.0	島 根	250.8
栃 木	236.1	岡 山	258.8
群 馬	243.9	広 島	256.2
埼 玉	243.1	山 口	262.4
千 葉	244.5	徳 島	265.8
東 京	369.9	香 川	248.4
神奈川	273.6	愛 媛	234.0
新 潟	240.6	高 知	268.0
富 山	240.8	福 岡	230.8
石 川	276.6	佐 賀	220.9
福 井	260.0	長 崎	242.6
山 梨	286.0	熊 本	245.5
長 野	270.1	大 分	240.1
岐 阜	232.6	宮 崎	231.9
静 岡	261.4	鹿 児 島	267.8
愛 知	240.4	沖 縄	283.0
三 重	242.5		

〈備考〉

1. 令和5年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均して算定する。

$$\begin{aligned} \text{当該都道府県建物評価額} = & (\text{木造建物評価額} \times \text{木造建物総延床面積} + \\ & \text{非木造建物評価額} \times \text{非木造建物総延床面積}) \\ & / (\text{木造建物総延床面積} + \text{非木造建物総延床面積}) \end{aligned}$$

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物} \text{m}^2 \text{あたり建築費単価} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建物 m^2 あたり建築費単価は、「令和5年建築動態統計調査」（国土交通省）による。
- 2) 補正係数は、同統計調査における建築工事費調査（※旧 補正調査）による単価補正率を、過去5ヵ年について平均したものである。
- 3) 木造（非木造）建物総延床面積は、「令和5年度固定資産の価格等の概要調書（家屋）」（総務省）による。

第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

種別	令和5年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,368
自動車	3,502

〈備考〉

1. 自動車以外[※]の評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編 保険の対象の評価 他 追補版」(損保ジャパン 2023年1月)中の「家財評価表」及び「令和2年 国勢調査」(総務省)をもとに算定する。
 - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編 保険の対象の評価 他 追補版」(同上)から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
 - 2) 「令和2年 国勢調査」(同上)結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算定する。
 2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算定する。
 - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」((一財)自動車検査登録情報協会 令和5年3月末)より、車種別の保有台数を求める。
 - 2) 「自動車保険車両標準価格表」(損保ジャパン 令和5年7月1日~12月31日)から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
 - 3) 「令和5年 消費動向調査」(内閣府)より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。
- ※) 家具や家電製品等の生活用の動産を含み、宝石類、美術品等は含まない。

注)

- 1) 「国勢調査」は5年ごと、「消費動向調査」は毎年の実施であるため、その時点での最新の調査結果を使用する。「国勢調査」は令和2年、「消費動向調査」(内閣府)は令和5年を使用した。
- 2) 「火災保険ハンドブック」、「自動車保険車両標準価格表」及び「初度登録年別自動車保有車両数」は、毎年更新される。

第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償

却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却 資産	在庫 資産
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和5年 評価額	令和5年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	23,438	4,319
D		建設業	1,956	3,175
E		製造業	5,943	6,157
	9	食料品製造業	3,857	1,930
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	12,974	7,492
	11	繊維工業	3,304	2,557
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	5,618	6,078
	13	家具・装備品製造業	3,956	3,460
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	11,296	4,472
	15	印刷・同関連業	3,903	1,166
	16	化学工業	11,975	14,248
	17	石油製品・石炭製品製造業	44,111	85,923
	18	プラスチック製品製造業	4,958	3,082
	19	ゴム製品製造業	4,611	2,516
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	2,250	2,833
	21	窯業・土石製品製造業	7,798	6,022
	22	鉄鋼業	15,399	19,429
	23	非鉄金属製造業	9,188	14,648
	24	金属製品製造業	4,905	3,557
	25	はん用機械器具製造業	5,058	6,153
	26	生産用機械器具製造業	4,881	8,078
	27	業務用機械器具製造業	3,480	5,441
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	6,776	7,143

(千円/人)

産業分類			償却 資産	在庫 資産
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和5年 評価額	令和5年 評価額
	29	電気機械器具製造業	4,072	6,531
	30	情報通信機械器具製造業	3,116	8,686
	31	輸送用機械器具製造業	5,229	4,626
	32	その他の製造業	3,967	4,628
F		電気・ガス・熱供給・水道業	136,370	6,550
G		情報通信業	4,674	1,085
H		運輸業、郵便業	6,920	1,690
I		卸売業、小売業	2,585	2,307
	50～55	卸売業	2,878	3,829
	56	各種商品小売業	2,418	2,328
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,418	2,399
	58	飲食料品小売業	2,418	441
	59	機械器具小売業	2,418	3,407
	60	その他の小売業	2,418	2,020
	61	無店舗小売業	2,418	1,262
J		金融業、保険業	1,208	287
K		不動産業、物品賃貸業	21,446	12,111
L		学術研究、専門・技術サービス業	2,283	593
M		宿泊業、飲食サービス業	1,625	120
N		生活関連サービス業、娯楽業	3,297	236
O		教育、学習支援業	979	152
P		医療、福祉	1,281	71
Q		複合サービス業	1,208	287
R		サービス業	1,208	287
S		公務	1,208	287

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により算出する。

(1) 製造業

- ① 「令和5年経済構造実態調査」(経済産業省) から産業細分類別に従業者30人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同従業者で除して令和5年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和5年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 令和4年の年末有形固定資産額は、「令和5年経済構造実態調査」における業種毎の当該の値を使用する。
 - b. 令和5年の従業者数は、「労働力調査報告」(総務省 令和5年12月結果表) の就業者数と「令和5年経済構造実態調査」の従業者数から推計して算出する。
 - c. a、b から令和5年の製造業合計の従業者1人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「令和5年度 法人企業統計調査」(財務省) における産業大分類別の有形固定資産額(土地以外) を従業者数(=役員数+従業員数) で除して令和5年の従業者1人当たり償却資産評価額を算定する。
- ② ①により得た値に建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とする。

2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出する。

(1) 製造業

- ① 「経済構造実態調査」(経済産業省) から産業細分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同従業者数で除して令和 4 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和 5 年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「経済構造実態調査」(経済産業省) から推計する。
 - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和 5 年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外(卸売・小売業を除く)

- ① 「令和 5 年度 法人企業統計調査」(財務省) における産業大分類別の棚卸資産額を同従業者数(=役員数+従業員数)で除して令和 5 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とする。

(3) 卸売・小売業

- ① 「令和 3 年経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」における産業小分類別の商品手持額を同業者数で除して令和 2 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。
- ② 令和 5 年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 令和 5 年の商品手持額(民間企業設備投資から推計)を従業者数(「労働力調査報告」の就業者数と「法人企業統計調査」の従業者数から推計)の従業者数から推計)で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

第 4 表 農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び 在庫資産評価額

(千円/戸)

	令和 5 年 評価額
償却資産	3,110
在庫資産	981

〈備考〉

1. 農漁家 1 戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出する。

令和 5 年末の償却資産評価額は、「令和 5 年 営農類型別経営統計」（農林水産省）における、農家の財産（自動車・農機具、植物・牛馬（肥育牛を除く。)) を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の棚卸資産額を用いた。

第 5 表 都道府県別水稲 10 アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	令和 5 年評価額	都道府県名	令和 5 年評価額
北海道	535	滋賀	483
青森	574	京都	492
岩手	514	大阪	478
宮城	511	兵庫	477
秋田	542	奈良	500
山形	566	和歌山	485
福島	532	鳥取	495
茨城	506	島根	482
栃木	515	岡山	500
群馬	482	広島	508
埼玉	479	山口	480
千葉	533	徳島	462
東京	404	香川	479
神奈川	475	愛媛	468
新潟	527	高知	446
富山	519	福岡	456
石川	509	佐賀	487
福井	484	長崎	466
山梨	532	熊本	479
長野	599	大分	475
岐阜	475	宮崎	482
静岡	511	鹿児島	470
愛知	489	沖縄	302
三重	478		

〈備考〉

農林水産省統計資料（「令和 5 年産水陸稲収穫量」）として、「1 産水稲の作付面積及び収穫量」に実績の値が公表されているため、その値を使用する。

第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		令和5年 評価額	農作物名		令和5年 評価額
米		187	野豆	さやえんどう	1,387
麦		56	菜科	さやいんげん	877
豆	大豆	137	根	大根	84
	小豆	389		人参	129
	落花生	479		菜	ごぼう
いも	甘藷	216		里芋	311
	馬鈴薯	96	果	りんご	320
果	きゅうり	263		みかん	242
	なす	316		夏みかん	119
	トマト	387		なし	391
	かぼちゃ	198		かき	283
	すいか	205		実	ぶどう
	いちご	1,263		もも	619
菜	ピーマン	421	工	茶	625
	メロン	715	芸	てんさい	12
	葉 茎 菜	白菜	49	農	こんにゃく
キャベツ		72	作	葉たばこ	2,137
レタス		119	物	藺草	794
ほうれん草		444	花	菊	65
ねぎ		323		バラ	83
たまねぎ		126	卉	カーネーション	50

〈備考〉

1. 令和5年の値は、「令和5年 農業物価指数」（農林水産省）による。
2. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円/千本である。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類		付加価値額
大分類符号	産業名	令和5年評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	97,201
D	建設業	29,001
E	製造業	37,400
F	電気・ガス・熱供給・水道業	125,280
G	情報通信業	41,519
H	運輸業、郵便業	27,821
I	卸売業、小売業	32,652
J	金融業、保険業	21,762
K	不動産業、物品賃貸業	49,383
L	学術研究、専門・技術サービス業	37,071
M	宿泊業、飲食サービス業	23,753
N	生活関連サービス業、娯楽業	22,275
O	教育、学習支援業	18,302
P	医療、福祉	18,612
Q	複合サービス業	21,601
R	サービス業	22,981
S	公務	22,981

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 令和5年評価額は、以下の方法により算出する。

- ① 「令和5年度 法人企業統計調査」（財務省）から産業分類別の従業者1人当たり付加価値額（年間）を求める。
- ② 「令和5年 毎月勤労統計調査」（厚生労働省）から産業分類別の年間労働日数を求める。
- ③ ①を②で除して従業者1人1日当たり付加価値額とする。

第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

令和5年 評価額
12,822

〈備考〉

1. 令和5年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の船内・沿岸荷役従業者(男)とビル・建物清掃員(男)の値をもとに以下の方法により算出する。
 - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間あたりの給与額を算出する。
 - ② ①の1時間あたりの給与額に8時間を乗じて、1日あたりの給与額を算出する。
 - ③ 船内・沿岸荷役従業者(男)とビル・建物清掃員(男)の1日あたり給与額に対し、1:2の重みをつけて加重平均を行い、令和5年評価額とする。

第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 1	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,900	29,590	27,850
13	160.2	161.8	161.3	28	29,160	31,810	30,110
14	152.7	152.8	152.8	29	29,610	31,810	30,340
昭和 1	147.4	148.5	148.2	30	29,380	31,070	29,660
2	140.9	140.8	140.8	31	32,100	34,030	32,600
3	139.7	139.9	139.9	32	33,910	36,000	34,410
4	135.5	134.6	134.8	33	33,680	34,520	33,730
5	109.9	108.8	108.0	34	35,040	36,250	34,870
6	99.1	98.2	98.4	35	37,070	38,470	36,900

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,590	42,660	40,980	5	206,820	216,520	201,270
37	43,630	44,390	43,020	6	207,500	217,750	202,170
38	44,980	45,380	44,150	7	208,410	218,990	203,080
39	47,020	46,610	45,730	8	208,630	218,990	203,080
40	48,600	48,090	47,090	9	210,440	220,710	204,890
41	51,990	51,790	50,710	10	207,050	216,770	201,270
42	55,610	56,230	54,560	11	205,020	214,790	199,460
43	57,640	57,460	55,920	12	205,470	215,530	200,130
44	61,480	60,910	59,540	13	201,170	211,830	196,290
45	66,000	64,610	63,160	14	198,460	209,610	194,250
46	68,040	66,340	64,980	15	199,370	211,090	195,610
47	72,330	70,530	69,050	16	200,500	213,810	197,640
48	91,320	89,020	87,160	17	202,980	217,260	200,590
49	112,340	113,440	109,580	18	205,690	221,210	203,980
50	114,600	115,410	111,160	19	209,310	227,120	208,960
51	122,960	123,300	119,080	20	216,090	236,490	216,890
52	130,650	131,440	126,100	21	209,310	228,600	209,870
53	141,730	140,070	135,390	22	209,080	229,340	210,100
54	155,060	157,580	149,870	23	212,700	233,290	213,720
55	170,660	181,010	168,210	24	211,800	232,060	213,040
56	173,140	186,430	171,830	25	216,770	237,970	218,020
57	174,050	183,470	170,700	26	224,680	246,360	225,720
58	172,920	182,240	169,800	27	226,040	246,610	226,400
59	175,410	185,690	172,970	28	227,850	247,590	227,300
60	171,560	184,210	170,700	29	233,040	253,020	232,280
61	172,240	183,230	170,020	30	241,180	262,880	240,890
62	175,860	185,940	172,740	令和 元	247,060	269,290	246,550
63	180,380	190,130	176,590	2	247,060	268,310	246,320
平成 元	190,100	200,000	185,650	3	256,100	279,400	255,830
2	197,560	207,640	192,440	(暫) 4	268,980	295,430	269,860
3	203,210	213,560	197,870	(暫) 5	278,030	304,060	278,010
4	206,370	216,520	200,810				

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出する。
2. 令和4年度及び令和5年度は暫定値。

第 10 表 治水工事費指数

(平成27年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.1	10.6	10.7	11.6	9.1	12.7
27	12.3	11.9	12.0	12.9	10.5	13.5
28	13.3	12.9	13.1	13.8	11.4	14.7
29	13.4	13.1	13.3	14.0	11.8	14.9
30	13.1	13.0	13.5	14.1	10.7	14.6
31	14.4	14.2	14.7	15.1	11.8	15.8
32	15.2	15.0	15.6	15.8	12.8	16.9
33	14.9	14.9	15.4	15.7	12.7	16.1
34	15.4	15.5	16.2	16.2	13.1	16.5
35	16.3	16.4	17.3	17.0	14.2	17.3
36	18.1	18.4	19.1	18.8	16.1	19.3
37	19.0	19.3	20.0	19.6	17.3	20.2
38	19.5	19.9	20.7	20.5	17.9	20.6
39	20.2	20.8	21.6	21.9	18.8	21.4
40	20.8	21.5	22.2	22.4	19.5	21.9
41	22.4	23.0	23.7	24.0	21.2	23.8
42	24.1	24.6	25.1	25.4	23.6	25.6
43	24.7	25.5	26.0	26.0	24.6	26.3
44	26.3	27.2	27.6	28.0	26.1	28.0
45	27.9	29.2	29.6	30.2	28.2	29.7
46	28.7	30.1	30.2	30.8	29.3	30.5
47	30.5	32.0	32.1	33.1	31.2	32.4
48	38.5	40.4	40.5	41.8	39.2	41.3
49	48.4	49.7	49.8	51.5	48.4	49.8
50	49.1	50.7	50.6	52.5	49.4	50.5
51	52.6	54.4	54.5	56.3	52.8	53.6
52	55.7	57.8	57.6	59.2	57.0	57.8
53	59.8	62.7	62.5	63.6	62.8	63.9
54	66.2	68.6	68.3	69.6	68.8	69.9
55	74.3	75.5	74.7	76.6	76.7	77.2
56	75.9	76.6	75.8	77.9	77.3	77.6
57	75.4	77.0	76.4	78.4	77.8	77.8
58	75.0	76.5	75.8	77.9	77.4	77.3
59	76.4	77.6	77.0	79.2	78.4	78.1
60	75.4	75.9	75.5	78.1	74.8	74.5
61	75.1	76.2	75.6	78.6	75.6	74.8
62	76.3	77.8	77.2	80.0	77.3	76.2
63	78.0	79.8	79.2	82.2	79.0	77.9

(平成27年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		河川	河川総合 開発	砂防		
平成 元	82.0	84.1	83.6	86.9	82.7	81.6
2	85.0	87.4	86.9	90.4	85.8	84.6
3	87.4	89.9	89.4	92.9	88.2	87.2
4	88.7	91.3	90.8	94.2	89.4	88.6
5	88.9	91.5	91.1	94.4	89.6	88.8
6	89.3	91.8	91.4	94.7	90.0	90.1
7	89.7	92.2	91.9	95.1	90.5	90.5
8	89.7	92.3	91.9	95.1	90.7	90.4
9	90.5	93.1	92.6	96.0	91.6	91.1
10	88.9	91.6	91.0	94.5	90.2	89.6
11	88.1	90.7	90.2	93.5	89.5	88.5
12	88.4	90.9	90.4	93.6	89.7	88.6
13	86.7	89.0	88.6	91.3	87.8	87.1
14	85.8	87.8	87.5	89.9	86.4	85.9
15	86.4	88.2	88.0	90.0	86.9	86.5
16	87.3	88.7	88.9	90.2	87.3	87.2
17	88.6	89.8	89.9	90.9	88.3	88.2
18	90.1	91.0	91.1	92.2	89.3	89.2
19	92.3	92.6	92.9	93.8	90.7	91.1
20	95.8	95.6	96.2	96.4	93.2	94.0
21	92.7	92.6	92.8	93.2	91.1	92.0
22	92.8	92.5	92.8	93.0	91.1	92.1
23	94.4	94.1	94.4	94.4	92.5	93.3
24	94.1	93.7	94.0	93.8	92.4	92.9
25	96.3	95.9	96.2	95.9	94.8	95.4
26	99.7	99.4	99.6	99.6	98.8	99.4
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	100.4	100.8	100.7	100.9	100.8	100.5
29	102.6	103.1	103.1	103.0	103.2	103.0
30	106.4	106.7	106.8	106.4	106.7	106.6
令和元	108.9	109.3	109.3	109.1	109.2	109.0
2	108.8	109.3	109.2	109.4	109.3	108.7
3	113.0	113.3	113.4	112.8	113.2	113.7
(暫) 4	119.2	119.0	119.0	118.4	119.2	119.9
(暫) 5	122.8	123.0	122.6	122.5	124.5	124.2

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 令和4年度及び令和5年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和26年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

第 11 表 治水事業費指数

(平成27年度=100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		砂 防	海 岸
			開 発			
昭和 35	15.9	15.7	17.1	17.1	15.1	17.3
36	18.0	17.8	18.6	18.6	17.3	19.3
37	19.0	18.8	19.6	19.6	18.5	20.0
38	19.7	19.8	20.4	20.4	19.1	20.7
39	20.8	20.7	21.7	21.7	20.2	21.6
40	21.8	21.8	22.6	22.6	21.0	22.1
41	23.4	23.4	24.1	24.1	22.7	24.1
42	25.3	25.1	26.0	26.0	25.2	25.8
43	26.5	26.4	27.2	27.2	26.4	26.6
44	28.5	28.5	28.9	28.9	28.1	28.5
45	30.8	30.8	31.7	31.7	30.2	30.2
46	32.2	32.1	32.8	32.8	31.4	30.9
47	34.4	34.5	35.2	35.2	33.4	32.9
48	43.4	43.6	44.1	44.1	42.2	42.0
49	52.8	52.7	54.2	54.2	51.9	50.8
50	53.9	53.6	55.7	55.7	53.0	51.3
51	57.7	57.5	59.5	59.5	56.6	54.4
52	61.2	60.6	62.7	62.7	61.0	58.7
53	65.7	65.2	66.8	66.8	66.8	64.8
54	71.9	71.0	72.8	72.8	73.2	71.0
55	79.0	77.7	80.4	80.4	81.4	78.3
56	80.5	79.4	81.7	81.7	82.2	78.7
57	81.2	80.4	82.4	82.4	82.8	78.8
58	80.9	80.2	82.0	82.0	82.5	78.4
59	82.1	81.4	83.3	83.3	83.3	79.3
60	80.7	80.5	82.2	82.2	79.7	75.6
61	81.1	80.9	82.4	82.4	80.6	76.0
62	82.9	82.9	83.5	83.5	82.1	77.5
63	85.0	85.2	85.8	85.8	84.1	79.1
平成 1	89.4	89.7	90.1	90.1	87.9	82.8
2	93.0	93.3	93.8	93.8	91.1	85.9
3	95.3	95.7	96.3	96.3	93.4	88.5
4	96.2	96.5	97.3	97.3	94.5	89.9

(平成 27 年度=100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		海 岸
			開 発	砂 防	
平成 5	96.1	96.2	97.3	94.6	90.1
6	96.2	96.3	97.3	94.8	91.5
7	96.0	96.0	97.3	95.0	91.8
8	95.7	95.6	97.0	94.9	91.6
9	96.2	96.1	97.6	95.7	92.3
10	94.4	94.1	96.0	94.1	90.8
11	93.4	93.1	94.8	93.2	89.7
12	93.5	92.9	95.2	91.5	88.4
13	91.3	90.6	92.9	89.3	86.7
14	89.9	89.4	91.1	87.8	85.7
15	89.9	89.4	90.9	88.1	86.3
16	90.0	89.7	91.0	88.2	87.0
17	90.6	90.2	91.4	88.9	87.8
18	91.5	91.2	92.5	89.7	88.9
19	93.0	92.6	93.7	90.7	90.7
20	95.6	95.4	95.8	93.3	93.6
21	92.8	92.4	92.7	91.3	91.8
22	92.9	92.5	93.1	91.4	92.1
23	94.6	94.8	94.8	92.8	93.3
24	94.1	94.5	94.2	92.6	92.9
25	96.2	96.5	96.4	94.9	95.4
26	99.5	99.7	99.6	98.8	99.4
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	100.7	100.6	100.8	100.8	100.5
29	103.0	102.9	102.9	103.1	103.0
30	106.5	106.5	106.2	106.6	106.6
令和 1	109.0	108.9	108.8	109.0	109.0
2	109.0	109.0	109.0	109.2	108.7
3	112.9	113.1	112.3	112.9	113.7
(暫) 4	118.5	118.5	117.8	119.0	119.9
(暫) 5	122.4	122.0	121.8	124.2	124.2

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出する。
2. 令和4年及び令和5年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成22年2月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和35年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年＝100、倍率：平成27年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,988.3	5	85.3	1,678.5
12	41.5	3,450.1	6	107.4	1,333.1
13	49.5	2,892.5	7	140.7	1,017.6
14	54.7	2,617.6	8	172.3	831.0
15	49.9	2,869.3	9	189.4	756.0
16	39.0	3,671.3	10	146.4	978.0
17	32.5	4,405.5	11	143.0	1,001.3
18	34.1	4,198.8	12	145.0	987.4
19	31.3	4,574.4	13	150.8	949.5
20	32.2	4,446.6	14	147.3	972.0
21	32.5	4,405.5	昭和 1	130.7	1,095.5
22	35.4	4,044.6	2	124.1	1,153.7
23	40.6	3,526.6	3	124.8	1,147.3
24	38.0	3,767.9	4	121.3	1,180.4
25	39.0	3,671.3	5	91.2	1,570.0
26	36.2	3,955.2	6	77.1	1,857.1
27	38.2	3,748.2	7	85.5	1,674.6
28	41.0	3,492.2	8	98.0	1,461.0
29	44.3	3,232.1	9	100.0	1,431.8
30	49.0	2,922.0	10	101.2	1,414.7
31	51.6	2,774.8	11	105.5	1,357.7
32	51.9	2,758.8	12	128.1	1,118.0
33	55.6	2,575.2	13	135.1	1,060.0
34	53.0	2,701.5	14	153.3	933.7
35	53.5	2,676.3	15	180.0	795.4
36	56.9	2,516.3	16	194.2	737.2
37	59.9	2,390.3	17	248.7	575.6
38	64.2	2,230.2	18	286.9	499.1
39	66.2	2,162.8	19	352.6	406.1
40	71.4	2,005.3	20	—	—
41	68.7	2,084.1	21	4,146	34.538
42	65.6	2,182.6	22	10,473	13.671
43	66.4	2,156.3	23	18,193	7.870
44	68.9	2,078.1	24	21,947	6.524
大正 1	73.0	1,961.4	25	22,785	6.284
2	73.1	1,958.7	26	27,340	5.237
3	69.7	2,054.2	27	28,516	5.021
4	70.6	2,028.0	28	30,099	4.757

(指数：昭和 3～7 年=100、倍率：平成 27 年=1.000)

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 29	31,228	4.585	平成 元	154,912	0.936
30	31,180	4.592	2	158,735	0.913
31	32,772	4.369	3	163,389	0.887
32	34,795	4.115	4	166,049	0.873
33	34,237	4.182	5	166,880	0.869
34	35,283	4.058	6	165,876	0.874
35	37,296	3.839	7	165,006	0.879
36	40,230	3.559	8	164,281	0.883
37	41,695	3.434	9	165,151	0.878
38	43,533	3.289	10	165,151	0.878
39	45,497	3.147	11	162,976	0.890
40	48,236	3.006	12	160,801	0.902
41	50,759	2.857	13	159,061	0.912
42	53,579	2.706	14	156,886	0.924
43	56,547	2.564	15	154,421	0.939
44	59,219	2.449	16	152,681	0.950
45	61,814	2.346	17	150,796	0.962
46	65,310	2.220	18	149,492	0.970
47	68,965	2.102	19	148,477	0.977
48	77,705	1.866	20	147,172	0.985
49	93,754	1.547	21	146,302	0.991
50	100,587	1.442	22	143,547	1.010
51	108,532	1.336	23	141,227	1.027
52	115,842	1.252	24	140,067	1.035
53	121,245	1.196	25	139,632	1.038
54	124,582	1.164	26	141,952	1.021
55	127,985	1.133	27	144,997	1.000
56	133,637	1.085	28	145,577	0.996
57	136,462	1.063	29	145,432	0.997
58	139,620	1.039	30	145,432	0.997
59	144,108	1.006	令和 元	146,447	0.990
60	147,433	0.983	2	147,752	0.981
61	149,926	0.967	3	147,462	0.983
62	150,258	0.965	4	148,042	0.979
63	151,422	0.958	5	154,131	0.941

〈資料〉

1. 明治 11 年～昭和 17 年 「日本経済の成長率」 (大川一司編)
2. 昭和 18 年～30 年 「経済要覧」 (内閣府)
3. 昭和 31 年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」 (内閣府)

〈備考〉

1. 昭和 40 年以降は、新 SNA 方式に基づく係数である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325